

○経済産業省令第 号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）を実施するため、輸出貿易管理規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

経済産業大臣 名

輸出貿易管理規則等の一部を改正する省令

（輸出貿易管理規則の一部改正）

第一条 輸出貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一条の二（略） （電子情報処理組織を使用した許可の手続等）	第一条の二（略） （電子情報処理組織を使用した許可の手続等）

-
- 2 (略)
- 3 経済産業大臣は、第一項の申請をする者が前項のを入力をしたときは、当該申請者が当該申請を行った日から当該申請に対する諾否の応答としての通知を受ける日までの期間、必要な限度において当該に係る事実を証する書類を提出させることができる。
- 4 (略)
- 5 前項の規定にかかわらず、経済産業大臣は、申請者の求めがあつた場合において、第一項第一号の申請を許可したときは別表第三で定める様式に

-
- 2 (略)
- 3 経済産業大臣は、第一項の申請をする者が前項のを入力をしたときは、当該申請者が当該申請を行った日から当該申請に対する諾否の応答としての通知を受ける日までの期間、必要な限度において当該に係る事実を証する書類を提出させることができる。
- 4 (略)
- 5 前項の規定にかかわらず、経済産業大臣は、申請者の求めがあつた場合において、第一項第一号の申請を許可したときは別表第三で定める様式に
-

よる輸出許可証に、同項第二号の申請を承認したときは別表第四で定める様式による輸出承認証に、それぞれその旨を記入し、申請者に交付するものとする。

(申請者の届出)

第一条の三 前条第一項に規定する入力は、氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称）代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他参考となるべき事項を、専用電子計算機に備えられたファイルに記録し、及び事実を証する書類

よる輸出許可証に、同項第二号の申請を承認したときは別表第四で定める様式による輸出承認証に、それぞれその旨を記入し、申請者に交付するものとする。

(申請者の届出)

第一条の三 前条第一項に規定する入力は、別表第六で定める様式による申請者届出書及び事実を証する書類を経済産業大臣に提出することによりあらかじめ届け出た者が行わなければならない。

を経済産業大臣に提出することによりあらかじめ
届けた者が行わなければならない。

2 前項の届出をした者は、届けた事項に変更が
あつたとき又は電子情報処理組織の使用を廃止し
ようとするときは、速やかにその旨を経済産業大
臣に届け出なければならない。

3
(略)

2 前項の届出をした者は、届けた事項に変更が
あつたとき又は電子情報処理組織（専用電子計算
機と特定入出力装置とを電気通信回線で接続した
電子情報処理組織をいう。次項において同じ。）
の使用を廃止しようとするときは、速やかに別表
第六で定める様式による申請者届出書にその旨を
記入し、経済産業大臣に届け出なければならない
。

3
(略)

4 輸入貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第七十七号）第二条の三第一項の届出又は貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第一条の三第一項の届出は、第一項の届出とみなす。

4 輸入貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第七十七号）第二条の三第一項の規定により提出された届出又は貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第一条の三第一項の規定により提出された届出は、第一項の規定により提出された届出とみなす。

別表第五及び別表第六を削る。

（輸入貿易管理規則の一部改正）

第二条 輸入貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	<p>(申請者の届出)</p> <p>第二条の三 前条第一項に規定する入力は、氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他参考となるべき事項を、専用電子計算機に備えられたファイルに記録し、及び事実を証する書類を経済産業大臣に提出することによりあらかじめ届け出た者が行わなければならない。</p> <p>2 前項の届出をした者は、届け出た事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織の使用を廃止しようとするときは、速やかにその旨を経済産業大</p>
改正前	<p>(申請者の届出)</p> <p>第二条の三 前条第一項に規定する入力は、別表第三で定める様式による申請者届出書及び事実を証する書類を経済産業大臣に提出することによりあらかじめ届け出た者が行わなければならない。</p> <p>2 前項の届出をした者は、届け出た事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織（専用電子計算機と特定入出力装置とを電気通信回線で接続した</p>

臣に届け出なければならぬ。

3 (略)

4 輸出貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第六十四号）第一条の三第一項の届出又は貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第一条の三第一項の届出は、第一項の届出とみなす。

電子情報処理組織をいう。次項において同じ。）の使用を廃止しようとするときは、速やかに別表第三で定める様式による申請者届出書にその旨を記入し、経済産業大臣に届け出なければならない。

3 (略)

4 輸出貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第六十四号）第一条の三第一項の規定により提出された届出又は貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第一条の三第一項の規定により提出された届出は、第一項の規定により提出された届出とみなす。

<p>(権限の委任)</p> <p>第五条 令第十八条第一号に規定する貨物の範囲は、無償の貨物であつて、経済産業大臣の指示する範囲内のものとする。</p>	<p>(権限の委任)</p> <p>第五条 令第十八条第一号に規定する貨物の範囲は、無償の貨物であつて、経済産業大臣の指示する範囲内のものとする。</p>
---	---

別表第三を削る。

(貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部改正)

第三条 貿易関係貿易外取引等に関する省令(平成十年通商産業省令第八号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(申請者の届出)	(申請者の届出)

第一条の三 前条第一項に規定する入力は、氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他参考となるべき事項を、専用電子計算機に備えられたファイルに記録し、及び事実を証する書類を経済産業大臣に提出することによりあらかじめ届け出た者が行わなければならない。

2 前項の届出をした者は、届け出た事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織の使用を廃止しようとするときは、速やかにその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

第一条の三 前条第一項に規定する入力は、別紙様式第六の三による申請者届出書及び事実を証する書類を経済産業大臣に提出することによりあらかじめ届け出た者が行わなければならない。

2 前項の届出をした者は、届け出た事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織（専用電子計算機と特定入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項において同じ。）の使用を廃止しようとするときは、速やかに別紙

3
(略)

4 輸出貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第六十四号）第一条の三第一項の届出又は輸入貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第七十七号）第二条の三第一項の届出は、第一項の届出とみなす。

3
(略)

様式第六の三による申請者届出書にその旨を記入し、経済産業大臣に届け出なければならない。

4 輸出貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第六十四号）第一条の三第一項の規定により提出された届出又は輸入貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第七十七号）第二条の三第一項の規定により提出された届出は、第一項の規定により提出された届出とみなす。

別紙様式第六の三を削る。

附 則

（施行期日）

この省令は、令和七年 月 日から施行する。